

浜田地区広域行政組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

平成20年10月3日

条例第4号

改正 平成28年3月31日条例第1号 平成28年3月31日条例第2号
平成31年3月31日条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 特別職の職員に支給する報酬の額は、別表に掲げるとおりとする。

（報酬の支給方法）

第3条 日額で定める報酬は、勤務の都度これを支給する。この場合において、同一の日に2以上の職務に従事したときは、その日分の報酬は、いずれか多い一方を支給する。

（費用弁償）

第4条 特別職の職員が、公務のため旅行したとき及び法令、条例又は規則に定める会議等に出席したときの費用弁償については、浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の例による。

（死亡した者に対する報酬等の支給）

第5条 死亡した者の報酬及び費用弁償は、その遺族に支給する。この場合において、支給順序は、恩給法（大正12年法律第48号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、浜田地区広域行政組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田地区広域行政組合条例第3号）附則第2項の規定による廃止前の浜田地区広域行政組合議会議員等報酬及び費用弁償支給条例の規定により支給し、又は

第 6 編 給与（浜田地区広域行政組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例）

弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償については、それぞれこの条例の相当規定により支給し、又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償とみなす。

附 則（平成28年3月31日条例第1号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第2号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日条例第1号）
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第 6 編 給与（浜田地区広域行政組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例）

別表（第 2 条関係）

区 分		報 酬 額
監査委員		日額 6,000 円
公平委員会の委員		〃 6,000 円
行政不服審査会の委員		〃 6,000 円
情報公開審査会の委員		〃 6,000 円
個人情報保護審査会の委員		〃 6,000 円
個人情報保護審議会の委員		〃 6,000 円
介護認定審査会の委員	介護認定審査会	〃 15,000 円
	上記以外の会議等	〃 6,000 円
介護保険事業計画策定委員会の委員		〃 6,000 円
公務災害補償等認定委員会の委員		〃 6,000 円
公務災害補償等審査会の委員		〃 6,000 円
この表に掲げる者を除く附属機関の委員		〃 6,000 円
地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する者		予算の定めるところによる。